

令和8年度 喜多方市放課後児童クラブ 利用のご案内



一斉受付期間：令和7年11月4日(火)～令和7年11月29日(土)

添付書類に不足がある場合は受付できませんのでご注意ください。

下記のチェックリストでご確認の上、ご提出ください。

【提出書類チェックリスト】

- | | | |
|-------------------------------|--------------------------|---|
| 全員必須 | ☐ | 申請書一式（登録申請書・児童健康状態等調査票・児童家庭調査票の両面2枚） |
| 全員必須 | ☐ | 同意書 |
| いずれか ☐ | { | ☐ 就労証明書 ☐ 母子手帳の写し |
| | | ☐ 医師の診断書等 ☐ 障がい者手帳・障害年金証書の写し |
| | | ☐ 介護保険被保険者証の写し ☐ 罹災証明書等 |
| | | ☐ 在学証明書・カリキュラム表等 ☐ その他 |
| 該当者のみ | ☐ | 生活保護受給者証明書 |
| 該当者のみ | ☐ | 児童の障がい者手帳・療育手帳の写し |

【お問い合わせ先】

喜多方市役所	こども課（児童クラブ担当）	0241-23-5114
	熱塩加納総合支所住民課	0241-36-2112
	塩川総合支所住民課	0241-27-2019
	山都総合支所住民課	0241-38-3821
	高郷総合支所住民課	0241-44-2113

【放課後児童クラブとは】

保護者の就労等により放課後に家庭保育が困難な児童に、支援員のもとで適切な「遊び」と「生活」の場所を提供し、児童の健全な育成を図る

目 次

1 児童クラブ一覧	・・・3
2 利用要件	・・・4
3 利用期間	・・・4
4 利用者負担金	・・・5
(1) 経費	
(2) 納入方法	
5 申請から利用までの流れ	・・・6
(1) 児童クラブの申請から利用までの流れ(4月から利用する場合)	
(2) 年度途中(5月～3月)の利用を希望する場合	
(3) 第一小学校の1～3年生	
(4) 高学年(4～6年生)の児童	
(5) 待機となった場合	
6 申請に必要な書類	・・・7
7 利用のお願い・注意事項	・・・8
8 手続きなど	・・・9
(1) 登録内容に変更が生じたとき	
(2) 児童クラブの退会	
(3) 長期欠席	
9 よくある質問(Q&A)	・・・10～
10 申請書の記入例	・・・12～

申請受付先

地区	児童クラブ名	申請先	受付時間
喜多方	中央児童クラブ、しきみ児童クラブ、 喜多方児童クラブ、松山児童クラブ、 上三宮児童クラブ、岩月児童クラブ、 関柴児童クラブ、熊倉児童クラブ、 慶徳児童クラブ、豊川児童クラブ	市役所こども課 または 各児童クラブ	【市役所こども課】 土、日、祝日を除く 8:30～17:15 【各児童クラブ】 日曜、祝日を除く 13:00～18:00
熱塩加納	熱塩加納児童クラブ	各総合支所住民課 または 各児童クラブ	【各総合支所】 土、日、祝日を除く 8:30～17:15 【各児童クラブ】 日曜、祝日を除く 13:00～18:00
塩川	塩川児童クラブ、堂島児童クラブ、 姥堂児童クラブ、駒形児童クラブ		
山都	やまと児童クラブ		
高郷	高郷児童クラブ		

○証明書類の不備や記入漏れ等があると受付できない場合がありますので、期日に余裕を持ってお申込みください。

I 児童クラブ一覧

児童クラブ名	実施施設	電話番号	定員	対象学区	受入学年
中央	中央児童館	0241-22-1766	50人	第一小	1～3
しきみ	NTT喜多方ビル内 ※1	0241-22-1851	60人		1～6
喜多方	喜多方児童クラブ館 ※1	0241-22-8055	60人	第二小	1～6
松山	松山児童クラブ館	0241-23-2191	50人	松山小	1～6
上三宮	上三宮児童クラブ館	0241-23-1367	40人	上三宮小	1～6
岩月	岩月児童クラブ館	0241-23-1368	40人	第三小	1～6
関柴	関柴小学校内	080-5734-4240	30人	関柴小	1～6
熊倉	熊倉児童クラブ館	0241-25-7729	40人	熊倉小	1～6
慶徳	慶徳児童クラブ館	0241-24-2485	40人	慶徳小	1～6
豊川	豊川児童クラブ館	0241-24-2590	40人	豊川小	1～6
熱塩加納	熱塩加納小学校内	090-9201-3164	35人	熱塩加納小	1～6
塩川	塩川児童クラブ館	0241-27-8131	180人	塩川小	1～6
	塩川保健福祉センター内	0241-28-1561			
堂島	堂島児童クラブ館	0241-27-8520	40人	堂島小	1～6
姥堂	姥堂小学校内	080-3326-5471	25人	姥堂小	1～6
駒形	駒形児童クラブ館	0241-27-3781	50人	駒形小	1～6
やまと	山都小学校内	0241-38-2611	35人	山都小	1～6
高郷	高郷児童クラブ館	0241-44-2142	40人	高郷小	1～6

- ※1 状況が整えば、各小学校内の開館も合わせて実施することがあります。
 ※ 実施施設の変更等により、定員が変更になる場合があります。
 ※ 通学する小学校の学区にある児童クラブを登録によりご利用いただきます。

2 利用要件

喜多方市内に住所のある小学生または転入予定（利用開始日までに喜多方市に住民登録していること。ただし、原発避難者特例法に基づく避難住民はこの限りではない）の小学生で、保護者が以下の理由のいずれかに該当している児童。

保護者の状況	保育できない理由
就労	家庭内外を問わず仕事をしているため。
妊娠・出産	母親が出産前後のため。 ※産前6週（多胎の場合14週）の属する月から産後8週の属する月。 ※育児休業中は原則利用不可となります。（既に児童クラブを利用している児童について引き続き利用が必要と認められる場合のみ利用可能です。）
疾病等	病気や心身に障がいがあるため。
看護・介護	病気の家族や心身に障がいのある家族を看護・介護をしているため。
災害復旧	災害復旧に従事しているため。
求職活動	求職活動または起業準備をしているため。 ※受付票の有効期間内（90日）は利用可能です。
就学・職業訓練	職業訓練校または専門学校等に通学しているため。 ※自宅学習や趣味の講座・カルチャースクールは対象外です。

3 利用期間

①開館期間

◆令和8年4月2日～令和9年3月31日

◆日・祝日及び年末年始などの休日を除きます。

②開館時間

開設日	開設時間
学校登校日	下校時～午後6時
土曜日・ 小学校の長期学校休業日	午前8時～午後6時
小学校振替休業日	午前8時～午後6時

※学校行事や天災、感染症対策等の都合により、開館時間に変更・合同になる場合があります。

4 利用者負担金

児童クラブ運営に関する費用は、国・県からの補助金や市税等の公費のほか、利用者の皆様の保護者負担金によって賄われています。

(1) 経費

項目	金額
保護者負担金	1人につき月額2,000円 2人目以降は月額1,000円
諸経費 (教材費・おやつ代)	児童1人につき月額750円

※月途中での児童クラブ入所・退所の場合も月額で徴収します。

※その他、保護者会費などは必要に応じて各児童クラブで徴収します。

※おやつの日が月1回あり、行事などの際に児童クラブで準備・提供いたします。

おやつ代には、季節の行事のプレゼントとしての持ち帰りのおやつも含まれます。

※生活保護世帯については、保護者負担金が減免となります。

(2) 納入方法

経費の支払期限は、下表のとおり項目によって異なります。

項目	支払先	支払方法	支払期限
保護者負担金	喜多方市	口座振替	毎月末日
諸経費	各児童クラブ	現金払	各児童クラブ指定日

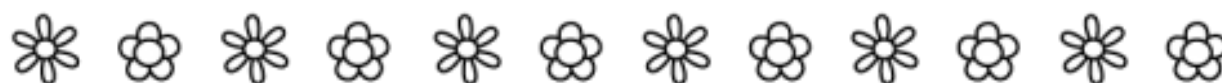
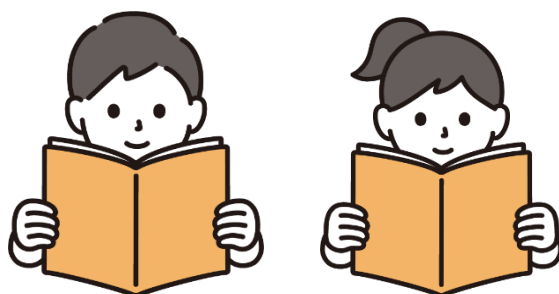
①保護者負担金は、原則口座振替での納入をお願いします。

※振替ができなかった場合は児童クラブを通じて納付書を交付しますので、ゆうちょ銀行を除く市内各金融機関または市役所会計窓口（総合支所会計窓口も可）で納入してください。

②諸経費は、各児童クラブにより、2ヵ月もしくは4ヵ月分ごとにまとめて納入いただきます。

③経費の支払いが滞る場合には児童クラブを退会していただくこともあります。

④登録申請時に経費の滞納がある世帯は、すでに退会した兄弟姉妹の滞納分を含め、登録を認めません。



5 申請から利用までの流れ

(1) 児童クラブの申請から利用までの流れ(4月から利用する場合)

1	申請書類の配布	配布場所:各児童クラブ、市こども課、各総合支所住民課 ※市ホームページからもダウンロード可 ※10月中旬頃に配布します
2	申請の受付	○一斉受付期間 令和7年11月4日(火)～令和7年11月29日(土) ※期間後の申請は随時受付となります。 ●受付場所 各児童クラブ、市役所こども課、各総合支所住民課 ※書類不足の場合は受付できません
3	審査	・申請書類を審査し、児童クラブを利用する必要性が高い児童から、定員数に応じて利用を決定します。 ※定員を超えた場合は、待機となる場合があります ※審査は、申請の先着順ではありません
4	決定通知	・一斉受付にかかる利用可否については、令和8年2月末頃までに通知します。 ※随時受付の場合は、随時可否を通知します

※一斉受付期間内に受付されても、定員を超える申込数であった場合には、待機となる場合がございます。

(2) 年度途中(5月～3月)の利用を希望する場合

・年度途中の登録を希望する場合は、登録希望月の前月の15日までに申請書等を提出してください。※書類不足の場合は受付できません。

・登録決定または待機については、その都度利用調整を行い、郵送で通知します。

・令和9年3月に利用希望の場合でも、令和8年度中の利用希望のため、一斉受付期間に提出してください。随時受付の場合、定員により利用希望月からの利用ができない可能性もあります。

(3) 第一小学校の1～3年生

実施施設の都合上、中央児童クラブ・しきみ児童クラブのどちらかになります。調整の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご理解ください。

(4) 高学年(4～6年生)の児童

実施施設の都合や定員により低学年を優先するため、利用できない場合があります。

(5) 待機となった場合

待機中は、希望する児童クラブに欠員がでるたびに選考を行い、利用可能となった時点で通知します。令和8年度利用の申込書類は、令和9年3月末まで有効です。

令和9年4月以降の利用については、改めて申込みが必要です。

6 申請に必要な書類

○ 提出される前に、必要書類がすべて揃っているかをご確認ください。

○ 提出書類に不足がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※ 下記のほかに、必要な書類がある場合は別途お願いすることがあります。

【申請に必要な書類】

対象者	書類の種別
全員	・登録申請書 ・児童健康状態等調査票 ・児童家庭調査票の両面2枚 ・同意書 ・保育を必要とする証明書類（下表を参照）
該当者のみ	生活保護を受給している場合
	・受給者証明証（社会福祉課または各総合支所住民課で発行）
該当者のみ	児童に障がいがある場合
	・障がい者手帳、療育手帳等の写し

【保育を必要とする証明書類】

・保護者の人数分それぞれに必要です。

・申込み児童が2人以上の場合は、父母各1部ずつの提出で構いません。

・弟・妹が認定こども園等へ申込みの際、市こども課もしくは各総合支所住民課へ最新の就労証明書を提出している場合は、登録申請書の「申請理由」欄の該当箇所（園に提出済）を○とさせていただければ、改めて提出していただくなくても結構です。

保護者の状況	必要な書類
就労	・就労(内定)証明書（発行から3か月以内のもの） ※事業主からの証明 ※育児休業取得（予定）期間・復職予定年月日の記載がされていること。
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し ※父母の名前と出産予定日が記載されているページ
疾病	・医師の診断書等 ※ 疾病の名称、療養期間、家庭で保育ができない旨が記載されていること。
障がい	・障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書等の写し等
看護・介護	・対象者の介護保険被保険者証の写し(要介護度がわかる箇所) ・医師の診断書もしくは障がいの程度がわかる手帳の写し
災害復旧	・罹災証明書等
求職活動	・求職中であることがわかる書類（ハローワーク受付票等） ※効力発生日から90日目が属する月の月末までに限ります。 ・起業準備の場合は、開業予定であることが分かる書類
就学・職業訓練	・在学証明書 ・カリキュラム表など保育できない時間・日数が確認できる書類
その他	・保育が必要であると証明できる書類

○ 申請書類及び証明書類に虚偽があった場合は、利用が取消しになることがあります。

7 利用のお願い・注意事項

- ① 利用に不安がある場合や個別に配慮が必要な場合は、お申し込みの前にお子様と一緒に児童クラブ内を見学することができます。見学する際は、事前に児童クラブまたは総合支所住民課へお問い合わせの上、日程調整をお願いします。
- ② 放課後等児童デイサービスや児童の習い事等との併用も可能です。利用が決まっている方や併用を検討している方は、お申し込み時にお伝えください。
ただし、児童クラブ利用時間中に他施設利用や外出・移動等は例外になるので、途中退出中に発生した事故等の責任は保護者の責任となります。
また、保護者や祖父母等がそのような送迎に対応可能な場合は、家庭保育が可能と判断しますのご家庭で保育をお願いします。
- ③ 特別な事情がない限り帰宅時間が最も早い保護者のお迎えをお願いします。併せて、児童の安全のために出欠や降館時間、お迎えの方と時間を把握しておりますので、いつもと変更がある場合は必ず保護者から児童クラブへ連絡をお願いします。
- ④ 感染症等により児童が在籍する学級・学年が閉鎖となる期間については、児童クラブが開館していても利用できません。感染拡大を防ぐための措置であることから、ご自宅で過ごしていただくようになります。なお、状況によっては児童クラブを臨時的に閉館する場合があります。
- ⑤ 台風や大雪等の自然災害により小学校が臨時休校の場合、原則として児童クラブも閉館とします。また、大規模災害の恐れがある場合や、児童クラブに被害が生じている場合などは、児童クラブを閉館とすることがあります。
- ⑥ 児童クラブでの準備物は、各施設により異なりますので、施設にご確認ください。
- ⑦ 児童クラブを利用中、他人の物や施設を損傷した場合は状況により弁償していただくことがあります。
- ⑧ 児童が安全安心に施設を利用するため、児童クラブが必要とする個人情報の提供に協力いただくことがあります。
- ⑨ 児童クラブの利用に関して必要な場合は、入所児童について関係機関（市や小学校等）が情報共有することがあります。
- ⑩ 児童クラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育をすることはできませんのでご承知おきください。

児童クラブは、限られた施設・環境の中で少数の支援員で運営しています。
利用上のルールをご理解いただくとともに皆様のご協力をお願いいたします。

8 手続きなど

(1) 登録内容に変更が生じたとき

児童クラブへ登録する事由や家庭状況などに変更が生じたときは、関係書類を添えて各児童クラブ・各総合支所住民課に速やかに提出してください。必要な書類はお問い合わせください。

- ① 市内で転居したとき（市外に転出の場合は原則、退会となります）
- ② 勤務先・勤務状況（勤務時間や日数、雇用期間など）を変更したとき
※有期の雇用期間が切れた場合にも、就労証明書の再提出をお願いします。
- ③ 家庭状況（保護者の死亡、離婚、再婚、世帯員の異動など）に変更があったとき
- ④ 登録申請時の内容に変更があったとき
※退職等により求職活動となるときなど
- ⑤ その他、市や児童クラブから提出を依頼されたとき

(2) 児童クラブの退会

次の①から③のいずれかの事由に該当する場合は、原則、児童クラブを退会いただくことになりますので、各児童クラブまたは各総合支所住民課に「退会届」を提出してください。

なお、退会の際は、経費の未納がないようにご注意ください。

- ① 市外へ転出するとき
- ② 家庭で保育が可能となったとき
- ③ 登録が必要な事由に該当しなくなったとき

※退会届の提出がない場合、利用料金がかかります。

また、日付を遡った退会届の提出はできませんのでご注意ください。

また、次の④から⑥のいずれかに該当する場合は、登録許可の取消しに値するため、「退会届」の提出がなくとも退会になりますので、その場合は事前に通知いたします。

- ④ 他の児童または職員に対し、危険を及ぼす行為が継続する児童
- ⑤ 児童または保護者において、市および各児童クラブで定められているルールを守れない状況が続く場合
- ⑥ 正当な理由がなく経費の支払いが滞るとき
- ⑦ 虚偽の報告があったとき
- ⑧ 市長が、児童クラブの運営上支障があると認めるとき

ただし、年度末には全員が自動的に退会となりますので、退会届の提出は不要です。

(3) 長期欠席

児童の病気やケガなど、やむを得ない事情により1か月以上欠席する必要がある場合は、退会せず、継続利用することができます。

在籍している児童クラブに事情をご相談ください。ただし、欠席期間中も負担金等の経費は発生します。また、児童クラブにご相談がない場合には、登録継続の意思確認として連絡を差し上げることがございます。

9 よくある質問 (Q&A)

Q. 申し込めば必ず利用できますか？

A. 申込みの人数によっては、利用できない場合がありますので予めご了承ください。

Q. 兄弟姉妹で同時の申込みですが、どちらかが利用できないこともありますか？

A. 定員を超えての申込みがあった場合、低学年児童を優先的に案内するため、兄弟が利用できない場合もございます。

なお、一斉受付期間後に申込みされた場合は、学年等を考慮できなくなり、待機になる可能性が高くなります。

Q. 申込みの順番が早い方が優先されますか？

A. 一斉受付期間中の申込みについては、申込みの順番は考慮しません。

なお、一斉受付期間終了後に申込みされた場合で、希望の児童クラブが定員に達している場合は、欠員が出た時点で待機している児童の中から利用する必要性の高い児童から順に利用を決定しますが、その際に申込みの順番を考慮する場合があります。

Q. 育児休業中でも申込みできますか？

A. 母の産前産後（※産前6週の属する月から産後8週の属する月まで。）の期間は利用できますが、希望する児童クラブの登録状況によっては利用できない場合もございます。

また、利用開始希望日に職場復帰することを条件にあらかじめ申込みすることはできません。

※申込時に添付した就労証明書の「復職年月日」欄が属する月から利用することが可能です。

※就労証明書の提出がない場合や児童クラブの利用を開始してから育児休業を取得していることが判明した場合は入所を取り消す場合があります。

Q. 1か月後に喜多方市内に転入予定です。児童クラブの利用は可能でしょうか？

また、利用できるのであればいつからですか？

A. 空き状況によりますが、小学校への転校日から利用可能です。事前に市または各総合支所へお問い合わせください。

Q. 父が就労、母は専業主婦ですが、子どもを児童クラブに申請することはできますか？

A. 児童クラブは、保護者が就労などにより日中いない家庭の児童をお預かりしていますので、この場合は申請できません。ただし、お母さまが職業訓練に通う場合や病気で長期間入院するという期間があり、保護者が日中いない場合には、児童クラブの状況によりその期間のみ利用することは可能ですが、確約はできません。

Q. 夏休み中だけの登録は可能でしょうか？

A. 児童クラブの定員に空きがあれば可能ですのであらかじめ市（支所）へご相談ください。ただし、経費については活動内容などにより通年利用の児童と異なりますので、ご理解ください。

なお、通年登録予定で1か月以上利用がなければ登録の意思確認のため、ご連絡を差し上げることがあります。

Q. 子どもは学区外通学をしています。どこの児童クラブが利用できますか？

A. 通学している小学校の学区にある児童クラブを利用できます。

Q. 兄弟3人預けたいです。費用はどのくらいになりますか？

A. 最初の登録月のお支払い額は、保護者負担金が口座振替で4,000円（内訳：1人目2,000円、2・3人目各1,000円）、諸経費が児童クラブに現金払で9,000円（内訳：諸経費ひとり月額750円×4か月×3人）のため、3人分合わせて13,000円になります。

なお児童クラブにより、保護者会費等その他費用が発生する場合がありますので、児童クラブにご確認ください。

Q. うちの子は4年生。あとから申し込んだ3年生が児童クラブを利用しているのはなぜでしょうか？

A. 低学年を優先としています。受付順での利用ではありません。喜多方市放課後児童クラブ登録に関する審査基準に基づいて登録しています。今まで継続して利用していた児童も4年生以上の高学年になると、継続しての利用が難しい場合があります。

Q. 児童クラブ登録後、父が転職しました。どのような書類を提出したらよいですか？

- A. 新しい勤務先の就労証明書が必要です。児童クラブの職員から就労証明書の用紙をもらい、勤務先に記入を依頼し、児童クラブへ提出をお願いします。緊急連絡先などの変更もあれば、その際に児童クラブの職員へお伝えください。

Q. 登録決定を受けたが、市外へ転出することになった。手続きは必要ですか？

- A. 利用を希望しなくなった場合は、市こども課または各総合支所住民課へ利用取下げの連絡をしてください。
なお、利用開始日以降は「児童クラブ退会届」を提出してください。
※利用開始日以降は負担金が発生します。

Q. 児童クラブでケガをしたらどうなるのでしょうか？保険はあるのでしょうか？

- A. 児童クラブの管理下で行われる団体活動と、自宅と団体活動との通常の経路往復中の傷害・賠償責任事故を補償する「スポーツ安全保険」に加入します。原則として、決定通知の登録日から加入になります。
なお、児童をお預かりする下校時（一日生活指導日は8時）から18時までの適用となりますので、適用時間外については保護者の管理下となります。
また、保険の対象になるのか、保険金はいくらかは保険会社の判断となります。